被扶養者申告書（ 取消の場合 ）

被扶養者が**就職**や**年金受給**で収入が増加したときなど、**取消事由**に該当し、扶養を取消すこととなった場合に提出してください。

〈取消〉に〇をつけてください。

一般調査【扶－15】、学生調査用の申告書が当組合から送付されている場合は、その申告書をご使用いただけます。

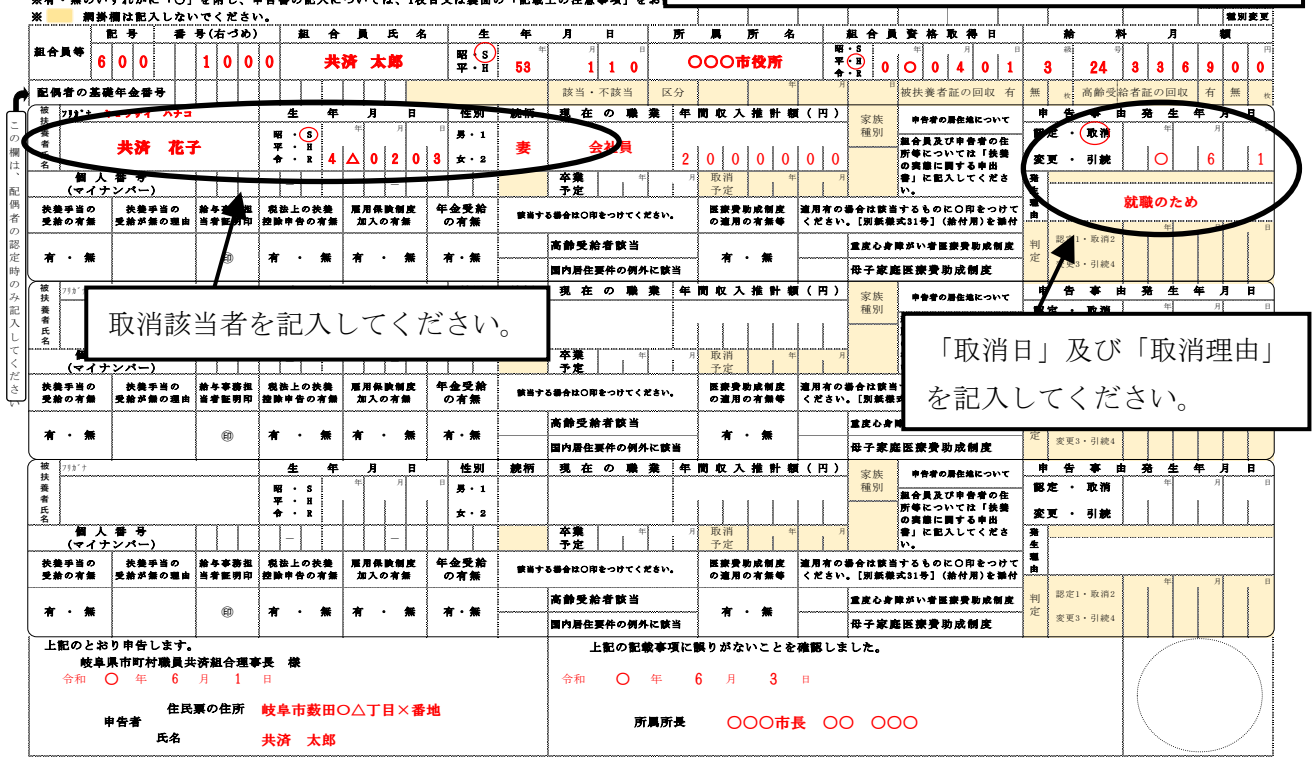

【添付書類】

- 取消事由に応じた書類【扶－12】
- 「**組合員被扶養者証**」・「**資格確認書**」（持っている場合）
- 「高齢受給者証」（被扶養者が７０歳以上の場合）

※取消日以降に資格確認書等を使用していたとき、資格情報が新しい保険者に切替わる前にマイナ保険証を使用したときは、医療費の７割相当分（共済組合負担分）を返納していただくことになります。後日、返納依頼を通知しますので、組合員にお伝えください。
※扶養取消後、認定要件を満たしていれば再認定ができますが、所属所が申請書類を受理した日が認定事由発生日から３０日を過ぎている場合、遡及認定はできないため、認定日は所属所が申請書類を受理した日となりますのでご注意ください。